

7. 本人通知書について

本人等の代理人又は第三者から証明書の交付請求があったときは、本人通知書を郵送します。

<通知内容>

- ① 証明書の交付年月日
- ② 交付証明書の種別
- ③ 交付部数
- ④ 交付請求者の種別

本人等の代理人・親族等の代理人・第三者(個人)・第三者(法人)
第三者(八業士-個人)・第三者(八業士-法人)

8. 本人通知制度についての注意事項

- ・本人等に証明書を交付した場合、通知はいたしません。
- ・官公庁からの交付請求に対する通知はいたしません。
- ・交付請求者の氏名、住所等は通知することはできません。

* なお、丹波篠山市個人情報保護条例に基づき、個人情報の開示請求はできます。
ただし、開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報(氏名、住所等)の開示は原則できません。

- * 戸籍法・住民基本台帳法において、正当な理由があるときは、第三者からの証明書の交付請求が認められています。窓口では疎明資料や請求理由を確認し、請求者の本人確認を行い、証明書を交付しています。

例えば…

- ・債権回収や債権保全のために、債権者が債務者の転居先を探して住所を確認する場合
- ・相続手続や訴訟手続にあたって、国または地方公共団体の機関に法令上提出する必要がある場合
- ・八業士が職務上請求として受任している事件や事務を遂行するために必要な場合

お問い合わせ先

兵庫県丹波篠山市役所 市民生活部 市民課

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41 番地

TEL 079-552-1111(代) FAX 079-552-1855



丹波篠山市

本人通知制度の概要

1. 本人通知制度とは

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を、事前登録されている方に郵便でお知らせする制度です。

この制度を実施することで、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

①本人等とは

本人及び住民票の写しにおいては、「同一世帯(同地番居住親族を含む)」の者、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しにおいては、「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」をいいます。

②本人等の代理人請求とは

上記①の者からの代理権を明らかに(委任状を持参するなど)して交付請求を行った場合をいいます。

③第三者請求とは

上記①以外の者、第三者(個人、法人、八業士)が交付請求を行った場合をいいます。

* 八業士…弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

* 住民票の写し等の証明書の交付を止めるものではありません。

2. 本人通知制度を利用するには

事前登録が必要です。登録完了後、その翌開庁日から交付した証明書が通知対象となります。

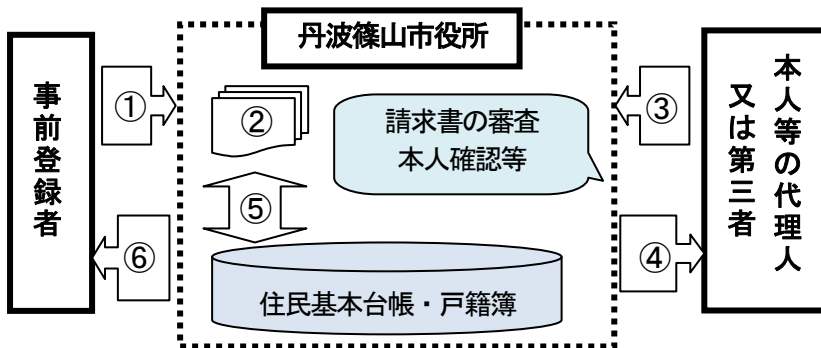
<通知の対象となる証明書>

- ・ 住民票の写し
- ・ 削除された住民票の写し
- ・ 住民票記載事項証明
- ・ 戸籍の附票の写し
- ・ 削除された戸籍の附票の写し
- ・ 戸籍謄(抄)本
- ・ 除かれた戸籍謄(抄)本
- ・ 戸籍記載事項証明

<事前登録できる方>

- ・ 丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている方（消除者含む）
- ・ 丹波篠山市の戸籍に記録されている方（消除者含む）
- ・ 丹波篠山市の戸籍の附票に記録されている方（消除者含む）

3. 本人通知制度の流れ



- ① 事前登録申出書を提出
- ② 受付後、内容を確認し事前登録者として名簿に登録
- ③ 証明書の交付請求
- ④ 請求書の内容を審査、本人確認を行い、証明書を交付
- ⑤ 交付した証明書が事前登録されているものか照合
- ⑥ 証明書を交付した事実を通知

4. 事前登録の手続き

手続きは、本庁市民課、各支所、各ふれあい館の窓口で行うことができます。

また郵送での申出も可能です。事前に必ずお問い合わせください。

<登録手続きに必要なもの>

- ① 丹波篠山市本人通知制度事前登録申出書
- ② 窓口に来られる方の本人確認書類
(免許証、マイナンバーカード、住基カードBなど写真付のものは1点、
保険証などは2点必要) ※郵送の場合は写しで可
- ③ 代理人(本人以外)の場合
 - ・法定代理人…戸籍謄本、登記事項証明書など
(丹波篠山市の公簿で確認できる場合は省略可)
 - ・その他代理人…委任状
(同居の親族の場合は省略可 ※丹波篠山市に住民登録ない方で
同居の確認ができない場合は住民票をお願いする場合があります)
- ④ 丹波篠山市の住民票、戸籍の附票、戸籍簿から削除されているときは
本籍地表示のある住民票

5. 事前登録有効期間

登録有効期間は無期限です。

6. 登録内容の変更・廃止

事前登録した内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは届出が必要です。

事前登録者が死亡したとき、失踪したとき、居所不明で住民票を職権削除されたときは登録を廃止します。

<注意>

転出・転居したとき、転籍したとき、結婚して名前が変わったときなどは登録事項の変更届出を必ず行ってください。